

低入札価格調査制度に係る調査マニュアルの一部改正について

このたび、今年度から別途試行する都発注工事における一次下請契約の社会保険等未加入対策の徹底に伴い、「低入札価格調査制度に係る調査マニュアル」の一部を以下のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正内容について

調査対象者が過去３年の間に完了した公共工事において、調査対象者又は下請事業者が社会保険に未加入であった場合に調査対象者を失格とする規定を廃止します。

2 適用日

平成３０年６月２５日以降に公告等を行う案件から適用します。

※ 低入札価格調査制度の適用範囲は以下のとおり変更ありません。

建築業種	予定価格 4.4 億円以上
土木業種	予定価格 3.5 億円以上
設備業種	予定価格 2.5 億円以上

【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）

直通 03-5320-6402